

【まだら北海道太平洋】ステップ2 への移行に際して利用する資料

1. 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメント資料
2. 令和7 管理年度（令和7 年7 月～令和8 年6 月）まだら北海道太平洋
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）
3. 試行目安数量の試算結果（参考）

1. 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についてのパブリックコメント資料

「資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について」
関係部分抜粋

【変更事項3】「別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群」、「別紙2-43 まだら本州日本海北部系群」、「別紙2-44 まだら北海道太平洋」及び「別紙2-45 まだら北海道日本海」における、漁獲可能量の配分の基準等の変更

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源である、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海については、令和6年7月から資源管理基本方針第1の(5)の①に定めるステップ1（漁業者による漁業法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- (2) 令和7年7月から、資源管理基本方針第1の(5)の②に定めるステップ2（ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、「別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群」、「別紙2-43 まだら本州日本海北部系群」、「別紙2-44 まだら北海道太平洋」及び「別紙2-45 まだら北海道日本海」について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙4のとおり。

別紙 2-44 まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源）

変更箇所	変更後	変更前
第 2 管理年度	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 2）	7 月 1 日から翌年 6 月末日まで（ステップ 1）
第 6 漁獲可能量の都 道府県及び大臣 管理区分への配 分の基準等	<u>1 法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u> <u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u> <u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ 2 において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ 3 以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u>	<u>本則第 1 の 2 (5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。</u>

別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源）（省略）

別紙 2-43 まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源）（省略）

別紙 2-45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源）（省略）

2. 令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）まだら北海道太平洋 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和7年4月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和6年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙2-44に定める漁獲シナリオで算定されたABC（生物学的許容漁獲量）をTACとする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 直近の資源水準（1.86）と限界管理基準値（1.08）の大小を比較して（※直近の資源水準の方が高い）、用いる計算式を選択。次に、直近の資源水準（1.86）と目管理基準値（1.47）の差に基づき、漁獲量を調整する（漁獲量を調整する値＝1.071）。
- ② 生物学的許容漁獲量は、直近5年の漁獲実績の平均値（22,476トン）を①の規定に基づき調整した値（ $22,476 \times 1.071 = 24,100$ トン（100トン単位に切上げ））とし、漁獲可能量は当該値を超えない量（24,100トン）とする。
- ③ 漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、②において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

※ なお、ステップ1・2では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月（ステップ2））のTAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら北海道太平洋	24,100トン

（参考1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。
- （2）限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

(参考2) まだら北海道太平洋TACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)
まだら北海道太平洋	24,100	23,900

2 配分 (案)

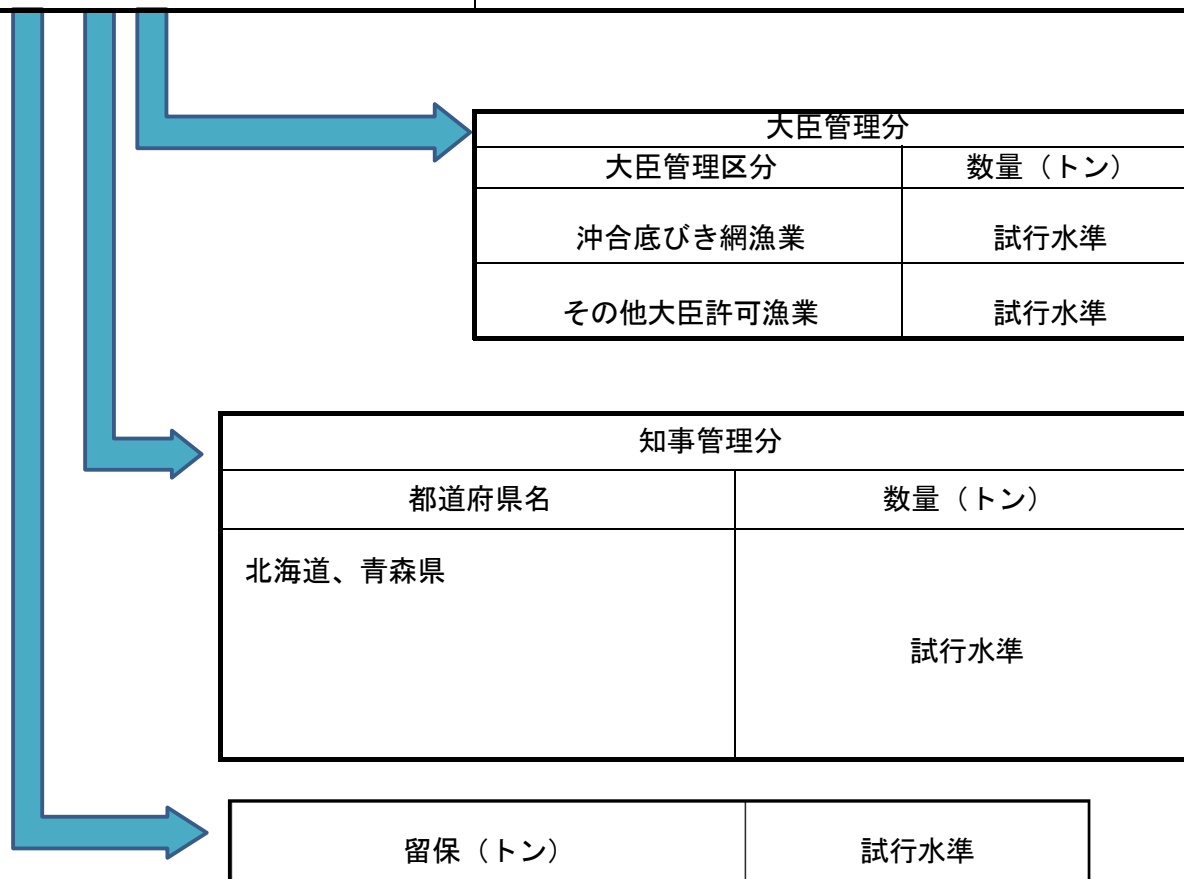
ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

(別紙)

令和7管理年度まだら北海道太平洋漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
まだら北海道太平洋	24,100



(参考)

3. 試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら北海道太平洋の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	8,293	34.41%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
北海道	14,012	58.14%
青森県	1,795	7.45%
留保	0	0.00%
合計	24,100	100.00%

※現時点で想定されるTACの全量（留保＝0パーセント）に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。